

特定親族特別控除の記載方法について

税制改正により令和8年度（令和7年分）から「特定親族特別控除」が新設されました。生計を一にする特定親族（19歳から22歳）について、扶養控除の範囲外である合計所得金額58万円超であっても、合計所得金額123万円以下であれば所得に応じた控除額を適用できます。

① 「特親」欄に特定親族特別控除の対象者数を記載

【記載例】

（注意点）

特親
人 徒人 2

特定扶養親族控除の対象者（合計所得 58 万円以下）については、「特親」の人数に含めず、「特定」に記載してください。

② 特別措

(合計所得) 前橋 太郎: 120 万円 前橋 二郎: 100 万円

フリガナ	マエバシ タロウ										区分	80
氏名	前橋 太郎											
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
フリガナ	マエバシ ジロウ										区分	40
氏名	前橋 二郎											
個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

特定親族の合計所得金額	区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	控除額
58万円超 85万円以下	10	11	63万円
85万円超 90万円以下	20	21	61万円
90万円超 95万円以下	30	31	51万円
95万円超 100万円以下	40	41	41万円
100万円超 105万円以下	50	51	31万円
105万円超 110万円以下	60	61	21万円
110万円超 115万円以下	70	71	11万円
115万円超 120万円以下	80	81	6万円
120万円超 123万円以下	90	91	3万円

③「特定親族特別控除の額」欄に特定親族特別控除の合計額を記載

【記載例】 6万円+4 1万円

(注意点)

特定親族特別控除の額

特定扶養親族控除（合計所得 58 万円以下が対象）
については金額に含めないでください。